

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 規則

○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則

(障害者保健福祉課)

一八八

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則

(障害者保健福祉課)

一九一

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則

(障害者保健福祉課)

一九四

## 訓令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一九六

○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等(二件)

(廃棄物対策課)

一九七

○有害興行の指定

(生活文化・青少年室)

一九八

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出

(地域産業課)

一九八

○肥料の登録の有効期間の更新

(道産食品安全室)

二〇一

○土地改良事業の工事の完了の届出

(土地改良指導課)

二〇一

○道管土地改良事業の工事の完了

(土地改良指導課)

二〇一

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

二〇一

○知事権限に係る保安林の指定(二件)

(治山課)

二〇二

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課)

二〇二

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

二〇三

○公共測量の実施の通知(四件)

(建設部総務課)

二〇三

○土地収用法による事業の認定

(建設部総務課)

二〇四

○道路の区域の変更

(建設部総務課)

二〇四

○公有水面の埋立ての免許

(道路整備課)

二〇四

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

(砂防災害課)

二〇五

○都市計画事業の認可

(砂防災害課)

二〇五

○都市計画事業の認可

(都市環境課)

二〇六

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

(都市環境課)

二〇六

道連合海区漁業調整委員会指示  
○北海道沖合海区におけるとの採捕について

二〇七

## 公布された規則のあらまし

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(規則第八十

一号)

一 趣旨

身体障害者福祉法の改正に伴い、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等(以下「指定居宅支援事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 次に掲げる申請書等の様式を定めることとした。

(一) 指定居宅支援事業者等の指定に係る申請書(第二条及び別記第一号様式関係)

(二) 指定事業所の名称等の変更等に係る届出書(第四条第一項及び別記第二号様式関係)

(三) 指定事業の廃止、休止又は再開に係る届出書(第四条第二項及び別記第三号様式関係)

(四) 指定身体障害者更生施設等の指定の辞退に係る届出書(第六条及び別記第四号様式関係)

2 指定居宅支援事業者等の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所等に標示するものとする(第三号様式)。

3 指定居宅支援事業者等を指定した場合等に公示すべき事項を定めることとした(第五条関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則(規則第八十

二号)

一 趣旨

知的障害者福祉法の改正に伴い、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等(以下「指定居宅支援事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 次に掲げる申請書等の様式を定めることとした。

(一) 指定居宅支援事業者等の指定に係る申請書(第二条及び別記第一号様式関係)

(二) 指定事業所の名称等の変更等に係る届出書(第四条第一項及び別記第二号様式関係)

(三) 指定事業の廃止、休止又は再開に係る届出書(第四条第二項及び別記第三号様式関係)

(四) 指定身体障害者更生施設等の指定の辞退に係る届出書(第六条及び別記第四号様式関係)

2 指定居宅支援事業者等の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所等に標示するものとする(第三号様式)。

3 指定居宅支援事業者等を指定した場合等に公示すべき事項を定めることとした(第五条関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

平成十四年七月三十日 火曜日

一八八

北海道知事 堀 達也

- (一) 指定事業所の名称等の変更等に係る届出書（第四条第一項及び別記第一号様式関係）
  - (二) 指定事業の廃止、休止又は再開に係る届出書（第四条第二項及び別記第三号様式関係）
  - (三) 指定知的障害者更生施設等の指定の辞退に係る届出書（第六条及び別記第四号様式関係）
  - (四) 指定居宅支援事業者等の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所等に標示するものとする（第三条関係）
  - 3 指定居宅支援事業者等を指定した場合等に公示すべき事項を定めることとした（第五条関係）。
- 三 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。
- 二 趣旨  
児童福祉法の改正に伴い、指定居宅支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。
- 二 内容
- 1 次に掲げる申請書の様式を定めることとした。
    - (一) 指定居宅支援事業者の指定に係る申請書（第二条及び別記第一号様式関係）
    - (二) 指定事業所の名称等の変更等に係る届出書（第四条第一項及び別記第二号様式関係）
    - (三) 指定事業の廃止、休止又は再開に係る届出書（第四条第二項及び別記第三号様式関係）
  - 2 指定居宅支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所に標示するものとする（第三条関係）。
  - 3 指定居宅支援事業者等を指定した場合等に公示すべき事項を定めることとした（第五条関係）。
- 三 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成十四年七月三十日

北海道規則第八十一号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者及び法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅支援事業者等の指定の申請)

第二条 法第十七条の十七第一項及び第十七条の二十四第一項に規定する申請は、別記第一号様式の指定居宅支援事業者（指定身体障害者更生施設等）指定申請書によってしなければならない。

(指定の標示)

第三条 法第十七条の十七第一項又は第十七条の二十四第一項に規定する指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(指定事業所の名称等の変更等の届出)

第四条 法第十七条の二十の規定による事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出並びに法第十七条の二十七の規定による届出は、別記第一号様式の変更届出書によってしなければならない。

2 法第十七条の二十の規定による事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、別記第三号様式の廃止・休止・再開届出書によってしなければならない。

(公示)

第五条 法第十七条の二十三及び第十七条の三十一の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所番号

二 指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の指定に係る申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所又は指定身体障害者更生施設等の名称及び所在地

四 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

五 サービスの種類

(指定身体障害者更生施設等の指定の辞退の届出)

第六条 法第十七条の二十九の規定による指定の辞退は、別記第四号様式の指定辞退届出書によってしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

受付番号

指定居宅支援事業者指定申請書  
指定身体障害者更生施設等

年 月 日

北海道知事 様

所在地  
申請者  
代表者氏名

㊦

身体障害者福祉法第17条の17第1項 (第17条の24第1項)の規定により、事業所 (施設)に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

フリガナ	(郵便番号)
名 称	
主たる事務所の所在地	
連絡先	電話番号 FAX番号
法人の種類	法人所轄庁
代表者の職・氏名	職名 フリガナ 氏 名
代表者の住所	(郵便番号)
フリガナ	
名 称	
事業所(施設)の所在地(設置の場所)	(郵便番号)
指定を	

受けよとする事業所・施設	同一所在地において		実施開始予定年月日	実施年月日	備考
	行う事業等の種類	実施			
指定居宅支援	居宅介護等				
指定施設支援	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 特定身体障害者療養施設				
事業所番号					

(既に指定を受けている場合)

- 備考
- 「受付番号」及び「事業所(施設)所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
  - 「法人の種類」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
  - 「法人所轄庁」欄は、申請(設置)者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
  - 「同一所在地において行う事業等の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当欄に「」を記入してください。
  - 「事業所番号」欄は、指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等として既に事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

別記第2号様式 (第4条関係)

変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

㊦

身体障害者福祉法第17条の20（第17条の27）の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）	事業所番号										
	名	称	所	在	地	サ	ー	ビ	ス	の	種
変更があった事項	変更の内容										
1 事業所（施設）の名称	（変更前）										
2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）											
3 申請（設置）者の名称											
4 主たる事務所の所在地											
5 代表者の氏名及び住所											
6 定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）											
7 事業所（施設）の平面図、設備の概要等											
8 事業所（施設）の管理者の氏名、住所等											
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	（変更後）										
10 運営規程											
11 居宅生活支援費（施設訓練等支援費）の請求に関する事項											
12 事業所の種別（併設型・空床型の別）											
13 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員											
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容											
15 当該申請に係る事業の開始予定年月日											

16 併設施設がある場合の当該併設施設の概要	
変更年月日	年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書  
 北海道知事様  
 所在地  
 名称  
 代表者氏名

身体障害者福祉法第17条の20の規定により、次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

事業所番号	事業所名称		所在地	廃止・休止・再開年月日	廃止・休止をした理由	現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止をした場合のみ）	休止予定期間
	名	称					
				年 月 日			年 月 日

備考

1 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が

休止前と異なる場合は、従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。

別記第4号様式 (第6条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

所在地  
名 称  
代表者氏名



身体障害者福祉法第17条の29の規定により、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を受けた年月日	年 月 日
指定を辞退する年月日	年 月 日
指定を辞退する理由	
現に施設に入所している者に対する措置	

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

知的障害者福祉法に基づき指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則をここに公布する。  
平成十四年七月三十日

北海道知事 堀 達 也

平成十四年七月三十日

火 曜 日

北海道規則第八十二号

知的障害者福祉法に基づき指定居宅支援事業者等の指定等に関する規則 (趣旨)

第一条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号。以下「法」といふ。)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者及び法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。(指定居宅支援事業者等の指定の申請)

第二条 法第十五条の十七第一項及び第十五条の二十四第一項に規定する申請は、別記第一号様式の指定居宅支援事業者(指定知的障害者更生施設等)指定申請書によつてしなければならない。

第三条 法第十五条の十七第一項又は第十五条の二十四第一項に規定する指定を受けた者はその旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。(指定の標示)

第四条 法第十五条の二十の規定による事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出並びに法第十五条の二十七の規定による届出は、別記第一号様式の変更届出書によつてしなければならない。

第五条 法第十五条の二十の規定による事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、別記第二号様式の廃止・休止・再開届出書によつてしなければならない。(公示)

第六条 法第十五条の二十三及び第十五条の三十一の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所番号
  - 二 指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の指定に係る申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
  - 三 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所又は指定知的障害者更生施設等の名称及び所在地
  - 四 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
  - 五 サービスの種類
- (指定知的障害者更生施設等の指定の辞退の届出)
- 第七条 法第十五条の二十九の規定による指定の辞退は、別記第四号様式の指定辞退届出書によつてしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



知的障害者福祉法第15条の20（第15条の27）の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）	事業所番号										
	名	称	所	在	地	サ	ー	ビ	ス	の	種
変更があった事項	変更の内容										
1 事業所（施設）の名称	(変更前)										
2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）											
3 申請（設置）者の名称											
4 主たる事務所の所在地											
5 代表者の氏名及び住所											
6 定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）											
7 事業所（施設）の平面図、設備の概要等											
8 事業所（施設）の管理者の氏名、住所等											
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	(変更後)										
10 運営規程											
11 居宅生活支援費（施設訓練等支援費）の請求に関する事項											
12 事業所の種別（併設型・空床型の別）											
13 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員											
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容											
15 知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要											

16	当該申請に係る事業の開始予定年月日	年	月	日
17	併設施設がある場合の当該併設施設の概要	年	月	日
変	更	年	月	日

- 備考
- 1 該当項目番号に を付してください。
  - 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
  - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式（第4条関係）

廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

㊦

知的障害者福祉法第15条の20の規定により、次のとおり事業の廃止（休止・再開）を  
しましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）を する事業所	事業所番号										
	名	称	所	在	地						
廃止・休止・再開年月日	年	月	日								
廃止・休止をした理由											
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置 （廃止・休止をした場合のみ）											
休 止 予 定 期 間	年	月	日	～	年	月	日				

備考

- 1 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。

別記第4号様式（第6条関係）

指定辞退届出書

年月日

北海道知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

知的障害者福祉法第15条の29の規定により、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	事業所番号											
	名	称	所在地	年	月	日	年	月	日	年	月	日
指定を受けた年月日	年	月	日									
指定を辞退する年月日	年	月	日									
指定を辞退する理由												
現に施設に入所している者に対する措置												

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

児童福祉法に基づいて児童福祉手交授事業者の指定等に関する規則をこの公報する。

平成十四年七月三十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十三号

児童福祉法に基づいて指定居宅支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅支援事業者の指定の申請)

第二条 法第二十一条の十七第一項に規定する申請は、別記第一号様式の指定居宅支援事業者指定申請書によつてしなければならない。

(指定の標示)

第三条 法第二十一条の十七第一項に規定する指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定事業所の名称等の変更等の届出)

第四条 法第二十一条の二十の規定による事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出は、別記第二号様式の変更届出書によつてしなければならない。

2 法第二十一条の二十の規定による事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、別記第三号様式の廃止・休止・再開届出書によつてしなければならない。

(公示)

第五条 法第二十一条の二十三の規定による公示は、次に掲げる事項について行つものとする。

- 一 事業所番号
- 二 指定居宅支援事業者の指定に係る申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- 五 サービスの種類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式（第2条関係）

受付番号

指定居宅支援事業者指定申請書



3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条列等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所の平面図、設備の概要等	
8	事業所の管理者の氏名、経歴及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	(変更後)
10	運営規程	
11	居宅生活支援費の請求に関する事項	
12	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
13	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考
- 1 該当項目番号に を付してください。
  - 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
  - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式（第4条関係）

廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 届 出 書

北 海 道 知 事 様

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

年 月 日



児童福祉法第21条の20の規定により、次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）をする事業所	事業所番号										
	名 称	所 在 地	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
廃止・休止・再開年月日			年	月	日						
廃止・休止をした理由											
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止をした場合のみ）											
休 止 予 定 期 間	年	月	日	～	年	月	日				

- 備考
- 1 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、従業者の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
  - 2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。

届 出

北海道訓令第27号

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年7月30日

本 庁

出 先 機 関

北 海 道 知 事 堀 達 也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第8項中第16号を第21号とし、第6号から第15号までを5号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の5号を加える。

<p>(6) 第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。</p> <p>(7) 第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定すること。</p> <p>(8) 第17条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。</p> <p>(9) 第17条の27の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更に係る届出を受理すること。</p> <p>(10) 第17条の29の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定辞退の届出を受理すること。</p> <p>別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第14項中第12号を第17号とし、第2号から第11号までを5号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の5号を加える。</p> <p>(2) 第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。</p> <p>(3) 第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定すること。</p> <p>(4) 第15条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。</p> <p>(5) 第15条の27の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更に係る届出を受理すること。</p> <p>(6) 第15条の29の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の指定辞退の届出を受理すること。</p> <p>別表第4の支庁の本庁保健福祉部の分掌事項第15項中第20号を第22号とし、第2号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定すること。</p> <p>(3) 第21条の20の規定に基づき、指定内容の変更又は指定居宅支援の事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この訓令は、平成14年7月30日から施行する。</p>	<p><b>北</b></p> <p><b>道</b></p> <p><b>告</b></p> <p><b>示</b></p> <p><b>第</b></p> <p><b>1290</b></p> <p><b>号</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。</p> <p>なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。</p> <p>平成14年7月30日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>
--	---

<p>1 申請の概要</p> <p>(1) 申請年月日 平成14年7月8日</p> <p>(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名） 東京都千代田区神田神保町2丁目1番地 北海道糖業株式会社 代表取締役 高柳 康夫</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 中川郡本別町美蘭別192-1、192-2、192-3</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号八（管理型最終処分場）</p> <p>(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、燃え殻</p> <p>2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>(1) 縦覧の場所及び時間 ア 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで イ 本別町住民課 午前8時50分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 縦覧の期間 平成14年7月30日から8月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>3 意見書の提出</p> <p>(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。</p> <p>(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域政策部環境生活課）に平成14年9月13日（金）までに到着するよう提出すること。</p>	<p><b>北</b></p> <p><b>道</b></p> <p><b>告</b></p> <p><b>示</b></p> <p><b>第</b></p> <p><b>1291</b></p> <p><b>号</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。</p> <p>なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。</p> <p>平成14年7月30日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>
---	---



- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前6時から午後6時まで  
 (変更後) 午前6時から午後9時まで
- (4) 変更する年月日  
 平成14年7月1日
- (5) 次に掲げるもののうち、(3)の変更に係るもの以外の事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン株式会社	代表取締役 岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
長谷川産業株式会社	代表取締役 長谷川貫一	帯広市東2条南6丁目20番地
エヌケー株式会社	代表取締役 丸山 朝	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
有限会社ヨシヤ	代表取締役 東 豊	小樽市稲穂1丁目1番9号
有限会社ケイ企画	代表取締役 土田 敬	札幌市中央区大通西15丁目2番18号
株式会社たけうち	代表取締役 竹内 寛	兵庫県赤穂市加里屋2164番地28号
株式会社ニュースアップ	代表取締役 高田 覚司	東京都中央区新川1丁目22番地15号
株式会社いせや	代表取締役 伊勢 久記	釧路市北大通3丁目7番地
株式会社ダイボーリミテッド	代表取締役 武井 勇	東京都千代田区外神田3丁目1番16号
株式会社洋服はコンノ	代表取締役 今野 守	宮城県仙台市青葉区1番町3丁目2番24号
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県筑波市東新井37番地1号
有限会社志風	代表取締役 中川 章人	釧路市愛国191番地208号
株式会社ヤマダヤ洋品店	代表取締役 山田 道郎	愛知県名古屋市中区城西1丁目3番5号

株式会社メガネの早川	代表取締役 早川 友智	釧路市北大通8丁目
有限会社あんざいソユーズ	代表取締役 安済 弘	釧路市愛国東2丁目11番16号
株式会社札幌カンガルー堂	代表取締役 田島 邦夫	千葉県千葉市中央区中央4丁目3番5号
株式会社石岡時計店	代表取締役 石岡千鶴子	帯広市西8条18丁目3番地
株式会社北海道ダイヤ	代表取締役 安倍 徳二	釧路市文苑1丁目9番1号
リフォームスタジオ株式会社	代表取締役 万波 喜男	東京都中央区日本橋小網町19番7号
株式会社ヘルボ	代表取締役 早川 宏史	帯広市西2条7丁目17番地
ボストン企画	代表取締役 石田 豊和	札幌市白石区南郷通14丁目南2番
有限会社ふ久や	代表取締役 富本 彰	斜里郡清里町緑町9番地
有限会社タツミヤ	代表取締役 曲淵恵美子	東京都八王子市曙町1丁目32番13号
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1号
セントラルリース株式会社	代表取締役 西本由喜夫	愛知県名古屋市中栄1丁目24番15号
株式会社ノヴァ	代表取締役 猿橋 望	大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目3番2号
株式会社ベットランド	代表取締役 加藤 辰也	釧路市新釧路町14番1号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地
有限会社ブランド・エフオート	代表取締役 半田 貴也	釧路市武佐5丁目5番6号
株式会社メガネショップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡県静岡市曲金6丁目6番50号

株式会社銀座山形屋	代表取締役 山形 政弘	東京都中央区築地3丁目5番4号
株式会社タカキュー	代表取締役 臼井 一秀	東京都板橋区板橋3丁目9番7号
株式会社玉光堂	代表取締役 八木 龍郎	小樽市花園1丁目10番5号
ジュイサンヌ・ヌタイル・カナタ・インク株式会社	代表取締役 ショーン・カイトリー	札幌市中央区大通東9丁目
有限会社アビリーン	代表取締役 川崎 正己	釧路市芦野1丁目24番6号
有限会社デイツェンバーヌリー	代表取締役 鈴木 剛	小樽市長橋3丁目14番3号
株式会社コックヌ	代表取締役 藤野 武美	静岡県浜松市鍛冶町320番地23号
株式会社チユチヨアソナ	代表取締役 上田 利昭	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番
有限会社デソポース	代表取締役 斉藤美津子	札幌市中央区南9条西9丁目1番30号
ソーセンウサキ株式会社	代表取締役 渡邊 幹男	大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号
株式会社ペーカーズ・ヌトリート	代表取締役 榊原 龍男	東京都千代田区神田須田町2丁目19
株式会社酒落瑠	代表取締役 南 俊二	札幌市中央区南2条西4丁目9番2号
株式会社ネオ	代表取締役 大島 薫	札幌市東区北6条東5丁目1番4号
株式会社ヴァイレッツジ・ヴァンガード・コーポレーション	代表取締役 菊地 敬一	愛知県愛知郡長久町塚田526番地
有限会社広瀬書店	代表取締役 広瀬 龍彦	川上郡標茶町字富士町5番地
島村楽器株式会社	代表取締役 島村 元昭	東京都江戸川区平井6丁目37番3号

株式会社ピーターパソコモコ	代表取締役 幸島 武	東京都新宿区新宿2丁目3番10号
千秋庵製菓株式会社	代表取締役 岡部 一衛	札幌市中央区南3条西3丁目17番地
株式会社安積製茶工場	代表取締役 安積 孝三	札幌市西区琴似2条西2丁目2番20号
株式会社六花亭釧路店	代表取締役 小田 豊	帯広市西24条北1丁目3番19号
ジャスコオート株式会社	代表取締役 本田 進	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

35,840㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 3,344台

(イ) 駐輪場の収容台数 103台

(ウ) 荷さばき施設の面積 1,326.8㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 339.2㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 出入口 8か所

2 届出年月日 平成14年6月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成14年7月30日(火)から12月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1294号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。  
平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者	登録有効期限
北海道第2618号	混合石灰肥料	10.0苦土入り顆粒石灰肥料	アルカリ分 65.0 ＜溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社 常呂郡訓子府町大町86番地	平成17. 8. 19

北海道告示第1295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了の届出があった。  
平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
旭川市	米原4号	基盤整備促進【基盤整備】（農道）	平成13.10. 1
鷹栖町	川西	同	同 13.10.31
音威子府村	咲来15線	同	同 13. 8.31
旭川市	聖和	同（農業用排水）	同 13.11.30
士別市	34線	小規模土地改良（暗きよ）	同 13.11.22
富良野市	西達布あやめ	災害復旧（農業用施設）	同 14. 1.31
同	西達布おもと	同	同 14. 3.15
同	西達布つつじ	同	同 14. 3. 8
美瑛町	ルベシベ共和1	同	同 14. 3.20
同	置杵牛向精	同	同 13.11. 9
音威子府村	上音威子府	同	同 13.11.20
中川町	国誉	同	同 13.12. 6
同	同	同	同 13.11.26
同	同	同	同 14. 3.15
美深町	歌内	同（農地）	同 13.11.30

北海道告示第1296号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。  
平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	完了年月日
栄原	かんがい排水【明きよ排水】	平成13.11.19
駒ヶ岳東部	土地改良総合整備【新生産調整推進型】（農業用排水）	同 14. 3.20
同	同	同 12.12.20
苅間	農免農道整備	同 13.11.30
彦又	同	同 14. 1.11
渡島中部	一般農道整備（半島基幹）	同 13.12.20
みそぎの里	中山間地域総合整備（農道）	同 13. 9.28
同	同（農業用排水）	同 13. 3.15
同	同（暗きよ）	同 12.12. 8
同	同（ほ場整備）	同

北海道告示第1297号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

1	解除予定保安林の所在場所	釧路市鶴丘2の325、2の326、16の215、16の216、16の220、16の228、16の235、16の236、17の10
---	--------------	--

呼の138第

- 2 保安林として指定され 霧害の防備  
た目的
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第1298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 松前郡松前町字豊岡166・167の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

北海道告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 松前郡松前町字西館186（次の図に示す部分に限る。）、187、201、311
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1300号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所 有珠郡壮瞥町字滝之町217の20、219の4  
在場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所 様似郡様似町字幌満114の1（次の図に示す部分に限る。）  
在場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 解除に係る保安林の所 様似郡様似町字幌満114の1（次の図に示す部分に限る。）  
在場所
- (2) 保安林として指定され 公衆の保健  
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

解の138第

4(1) 解除に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字庶野771の2・字目黒7の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1301号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在場所 恵庭市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡大野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 ダム事業用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び大野町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

4(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡大野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1302号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量(3級基準点)

2 作業期間 平成14年7月14日から8月27日まで

3 作業地域 熊石町

北海道告示第1303号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量(3級基準点)

2 作業期間 平成14年6月21日から9月12日まで

3 作業地域 比布町

北海道告示第1304号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量(1・2級基準点)

2 作業期間 平成14年7月22日から9月11日まで

呼の813第

3 作業地域 網走市

北海道告示第1305号  
釧路開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。  
平成14年7月30日

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
- (2) 作業期間 平成14年7月12日から11月18日まで
- (3) 作業地域 釧路町
- 2(1) 作業種類 公共測量（2級基準点）
- (2) 作業期間 平成14年7月12日から10月7日まで
- (3) 作業地域 別海町

北海道告示第1306号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成14年7月30日

- 1 起業者の名称 平取町
- 2 事業の種類 小平生活館駐車場整備事業
- 3 起業者地
- (1) 収用の部分 北海道沙流郡平取町字小平地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 平取町役場
- 図面の縦覧場所

北海道告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年7月30日

- 1 道路の種類 道道
- 北海道知事 堀 達也

路線名	更南更別停車場線	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
3 道路の区域	河西郡更別村字更別南2線89番5地先から河西郡更別村字更別南2線89番1地先まで	後	前	12.80mから23.50mまで	150.99m	—
		後	前	24.01mから50.41mまで	150.99m	—
		後	前	—	—	—

北海道告示第1308号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。  
平成14年7月30日

- 1 免許年月日 平成14年7月23日
- 2 免許を受けた者 北海道  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道知事 堀 達也
- 3 埋立区域
- (1) 位 置 域
- (2) 区 域
- (3) 代表者の氏名
- 茅部郡南茅部町字木直301番地先の公有水面
- 次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- 木直漁港原点（北緯41度53分05秒6534、東経141度04分12秒3833、  
X = -234,595.000、Y = 68,054.000）から方向角77度27分16秒の方向337.78mの地点

- ①の地点
- ②の地点
- ③の地点
- ④の地点
- ⑤の地点
- ⑥の地点
- ⑦の地点
- ⑧の地点
- ①の地点から方向角300度06分06秒の方向33.85mの地点
- ②の地点から方向角210度05分56秒の方向5.50mの地点
- ③の地点から方向角300度06分11秒の方向65.00mの地点
- ④の地点から方向角30度06分07秒の方向20.96mの地点
- ⑤の地点から方向角120度06分08秒の方向130.00mの地点
- ⑥の地点から方向角211度34分57秒の方向7.22mの地点
- ⑦の地点から方向角299度52分06秒の方向31.00mの地点
- ⑧の地点 2,112.55m<sup>2</sup>

弊公 興 業 公 司

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 茅部郡南茅部町字木直301番地先  
 (2) 区 域 次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線、Gの地点と⑥の地点とを結んだ線、⑥の地点と⑦の地点とを結んだ線及びAの地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

Aの地点 木直漁港原点（北緯41度53分05秒6534、東経141度04分12秒3833、  
 $X = -234.595.000$ 、 $Y = 68.054.000$ ）から方向角82度02分01秒の方向354.91mの地点

- Bの地点 Aの地点から方向角300度06分07秒の方向49.62mの地点  
 Cの地点 Bの地点から方向角210度06分16秒の方向27.49mの地点  
 Dの地点 Cの地点から方向角300度06分07秒の方向101.30mの地点  
 Eの地点 Dの地点から方向角30度06分07秒の方向100.00mの地点  
 Fの地点 Eの地点から方向角120度06分08秒の方向101.30mの地点  
 Gの地点 Fの地点から方向角120度06分09秒の方向49.80mの地点  
 ⑥の地点 Gの地点から方向角120度06分09秒の方向49.80mの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から方向角211度34分57秒の方向7.22mの地点

- (3) 面 積 11,394.39m<sup>2</sup>  
 5 埋立地の用途 漁港施設用地

弊 公 司

北海道告示第1309号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月30日

北海道知事 堀 達 也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年7月23日  
 2 しゅん功認可を受けた者  
 (1) 氏名又は名称 北海道  
 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目  
 (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也  
 3 埋立区域  
 (1) 位 置 根室市温根元101番1、103番1、103番2、103番3、103番7及び103番8地先の公有水面  
 (2) 区 域 次のH8-1の地点からH8-24の地点までを順次に結んだ線及びH8-1の地点とH8-24の地点とを結んだ線に

よって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

- H8-1の地点 四等三角点塘寒（ $X = -66.779.530$ 、 $Y = 122.156.880$ ）から方向角266度39分48秒の方向487.48mの地点  
 H8-2の地点 H8-1の地点から方向角320度25分19秒の方向9.41mの地点  
 H8-3の地点 H8-2の地点から方向角332度02分37秒の方向11.27mの地点  
 H8-4の地点 H8-3の地点から方向角314度48分05秒の方向14.07mの地点  
 H8-5の地点 H8-4の地点から方向角354度22分33秒の方向10.04mの地点  
 H8-6の地点 H8-5の地点から方向角30度03分14秒の方向11.61mの地点  
 H8-7の地点 H8-6の地点から方向角28度19分32秒の方向11.41mの地点  
 H8-8の地点 H8-7の地点から方向角9度27分11秒の方向4.06mの地点  
 H8-9の地点 H8-8の地点から方向角38度10分35秒の方向7.68mの地点  
 H8-10の地点 H8-9の地点から方向角69度26分25秒の方向5.53mの地点  
 H8-11の地点 H8-10の地点から方向角63度24分51秒の方向11.13mの地点  
 H8-12の地点 H8-11の地点から方向角42度39分44秒の方向4.38mの地点  
 H8-13の地点 H8-12の地点から方向角72度03分50秒の方向7.33mの地点  
 H8-14の地点 H8-13の地点から方向角64度48分48秒の方向11.00mの地点  
 H8-15の地点 H8-14の地点から方向角88度22分43秒の方向10.00mの地点  
 H8-16の地点 H8-15の地点から方向角100度49分03秒の方向10.19mの地点  
 H8-17の地点 H8-16の地点から方向角120度58分56秒の方向11.72mの

第1386号

報

公

買

換

北

<p>北海道告示第1310号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成14年7月30日</p> <p>1(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・71号横新道） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成21年3月31日まで (4) 事業用地 収用の部分 札幌市北区篠路2条1丁目、篠路2条2丁目、篠路2条3丁目、篠路2条4丁目、篠路3条1丁目、篠路3条2丁目、篠路3条3丁目及び篠路3条4丁目地内</p> <p>2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・5号北5条・手稲通） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成21年3月31日まで (4) 事業用地 収用の部分 札幌市中央区北4条西11丁目、北4条西12丁目、北4条西13丁目、北4条西14丁目、北5条西11丁目、北5条西12丁目、北5条西13丁目及び北5条西14丁目地内</p>	<p>地点 札幌市 H 8 - 18の地点から方向角73度46分11秒の方向10.39mの地点 H 8 - 19の地点 札幌市 H 8 - 18の地点から方向角99度43分02秒の方向10.16mの地点 H 8 - 20の地点 札幌市 H 8 - 19の地点から方向角99度09分41秒の方向10.14mの地点 H 8 - 21の地点 札幌市 H 8 - 20の地点から方向角98度36分41秒の方向1.58mの地点 H 8 - 22の地点 札幌市 H 8 - 21の地点から方向角179度57分59秒の方向35.81mの地点 H 8 - 23の地点 札幌市 H 8 - 22の地点から方向角270度01分10秒の方向80.08mの地点 H 8 - 24の地点 札幌市 H 8 - 23の地点から方向角179度56分44秒の方向40.06mの地点 (3) 面積 4,914.31㎡ 4 免許年月日及び番号 平成9年11月6日 砂防第113 - 15号指令 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 根室市</p>
<p>北海道根室支庁告示第4号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。</p>	<p>2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から平成21年3月31日まで (4) 事業用地 収用の部分 札幌市北区北23条西14丁目、北23条西10丁目、北23条西9丁目、北23条西8丁目、北23条西7丁目、北23条西6丁目、北23条西5丁目、北23条西4丁目、北23条西3丁目、北23条西2丁目、北24条西14丁目、北24条西13丁目、北24条西12丁目、北24条西11丁目、北24条西10丁目、北24条西9丁目、北24条西8丁目、北24条西7丁目、北24条西6丁目、北24条西5丁目、北24条西4丁目、北24条西3丁目及び北24条西2丁目地内</p>

収 入 部 分

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 標津郡中標津町字中標津1320番19 ほか5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 標津郡中標津町西13条北9丁目1番地 奥村 哲雄
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年5月14日 根建指第14-1号

根室支庁漁業調整委員会 採捕

北海道連合海区漁業調整委員会指示第1号

北海道沖合海域におけるとどの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成14年7月30日

北海道連合海区漁業調整委員会会長 石黒 勝三郎

- 1 定義 この指示において、「とど」とは、アジカサ目（アジカ科）のとどをいう。
- 2 採捕の承認 北海道沖合海域において、とどを採捕しようとする者は、北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 承認の手続 とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとど採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 4 承認の対象者 承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 試験研究の用に供しようとする者
  - (2) 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
  - (3) その他委員会が特に認めた者
- 5 承認をしない場合 次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。
  - (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。
  - (2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。
- 6 承認者数の制限 委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

7 採捕の期間

採捕の期間は、平成14年10月1日から平成15年6月30日までとする。

8 採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

9 採捕方法の制限

承認を受けた者は、委員会が別に定める採捕の方法以外の方法でとどを採捕してはならない。

10 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

11 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

12 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

13 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

14 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

15 報告書の提出等

承認を受けた者は、一週間ごとにその採捕数及び揚収後の処理状況を所属する漁業協同組合に報告するとともに、採捕の期間終了後30日以内に採捕の結果について別に定める様式により委員会に報告しなければならない。

16 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

17 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成14年10月1日から平成15年9月30日までとする。

平成十四年七月三十日

火曜日

二〇八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課